

主な議案 3月 定例会

今回は、刈谷市公共施設維持保全基金条例の制定についてやみなくる広場条例の一部改正についてなどです。質疑については、本会議で報告された各委員会の委員長報告を中心に、要約して掲載します。

条例議案

■刈谷市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
■特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

■刈谷市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

刈谷市特別職報酬等審議会の答申等にかんがみ、報酬及び給料の月額を改正します。

	改正前	改正後
議長	567,000円	566,000円
副議長	527,000円	526,000円
議員	468,000円	467,000円
市長	1,012,000円	1,010,000円
副市長	829,000円	827,000円
教育長	712,000円	710,000円

■みなくる広場条例の一部改正について

みなくる広場の利用促進を図るため、使用の許可条件から「国、地方公共団体、自治会等が主催するもので、公共性また

は公益性があること」を削りま

す。
〔問〕利用の促進を図ることに
より、様々なイベントの開催
が予想されるが、利用ガイド
のようなものを作成するの

か。
〔答〕使用可能な時間、使用料、
申請方法及び注意事項などを
記載した利用案内ガイドを作
成する予定である。

〔問〕申請を簡素化して欲しい
が、公共施設予約案内システ
ムでの予約は可能か。
〔答〕イベントの内容、利用可
能エリア、車両の乗り入れな
ど、直接確認が必要な事項が
多いため、窓口で申請してい
ただきたいと考えている。今
後は、総合文化センターでも
受付が可能となるよう、関係
部署と協議していく。



イベントでにぎわう、みなくる広場

■刈谷市下水道条例の一部改正
について

平成25年10月1日検針分より
下水道使用料を改正します。

下水道使用料の料金表（2か月あたり・税込）

区分	変更前	変更後	
基本使用料	0円	1,470円	
従量 使用 料	1㎡～20㎡	定額1,470円	10.5円/㎡
	21㎡～40㎡	73.5円/㎡	73.5円/㎡
	41㎡～80㎡	84円/㎡	105円/㎡
	81㎡～200㎡	94.5円/㎡	120.75円/㎡
	201㎡～1,000㎡	115.5円/㎡	141.75円/㎡
	1,001㎡～	152.25円/㎡	189円/㎡

※料金を目安：平均的な家庭（2か月で40㎡使用した場合）は3,150円となり、約7%の引き上げとなります。

〔改正の概要は右の表を参照〕
〔問〕なぜ改正するのか。

〔答〕平成元年度以来、下水道
への接続率向上を第一に考え、
消費税改正に伴う改定を除い
て使用料を据え置きとしてき
た。現在、普及率は約90%に
達し、今後は老朽管対策や耐
震化に多くの経費を必要とす
る維持管理の時代へと移って
いく。下水道事業を公営企業
という経営の視点で見えていく
時期に来ていると考え、独立
採算の原則のもと、下水道使
用者が今後も安心して下水道
を使用していただけるよう、
中長期的に自立・安定した経
営を続けるため、受益者負
担の原則に基づき適切な負担
をお願いするものである。

■刈谷市新型インフルエンザ等
対策本部条例の制定について

新型インフルエンザ等が発生
した際、迅速な対策を図るため
の体制を構築することを目的に
制定します。

〔問〕どういった基準で対策本部
を設置し、行動するのか。

〔答〕全国のかつ急速な蔓延に
より、国民の生活に甚大な影
響を及ぼす事態となった場合、
政府は新型インフルエンザ等
緊急事態宣言を行う。その際
には直ちに対策本部を設置し、
国・県と連携を図りながら情
報収集及び市民への情報提供
の連携をしていく。

■刈谷市十朋亭条例の一部改正
について

平成25年10月1日より十朋亭
の使用料を改正し、平均で約
20%引き上げます。

〔問〕利用者の負担割合を、ど
のような考えで決定したのか。

〔答〕住民負担の公平性の確保
と受益者負担の原則に基づき、
4年に一度全庁的に施設の使
用料を見直している。使用料
を見直す際、利用者の負担割
合を、民間事業と競合性のあ
る施設は75%、公共性・公益
性が高い施設は50%としてお
り、十朋亭は75%としている。
現在、維持管理費に占める使
用料収入の割合は約20%であ

議決結果一覧表

損害賠償の額を定める専決処分について	了承
刈谷市土地開発公社事業計画等について	了承
【議員提出議案 1議案】	可決
刈谷市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	可決
【企画総務委員会関係 7議案】	すべて可決
刈谷市公共施設維持保全基金条例の制定について	すべて可決
刈谷市議員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	すべて可決
特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市税条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市青山斎園条例の一部改正について	すべて可決
【福祉経済委員会関係 4議案】	すべて可決
障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	すべて可決
刈谷市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	すべて可決
刈谷市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	すべて可決
刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	すべて可決
【建設水道委員会関係 14議案】	すべて可決
市道路線の認定について	すべて可決
刈谷市道路占用料条例の一部改正について	すべて可決
みなくる広場条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市道路路構造に関する技術的基準を定める条例の制定について	すべて可決
刈谷市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について	すべて可決
刈谷市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について	すべて可決
刈谷市官住宅管理条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について	すべて可決
土地の買入れについて（岩ヶ池公園整備事業用地（第3期拡張整備区域））	すべて可決
刈谷市都市公園条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	すべて可決
刈谷市水道事業施設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	すべて可決
刈谷市下水道条例の一部改正について	すべて可決
【文教委員会関係 6議案】	すべて可決
刈谷市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市十朋亭条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市生涯学習センター条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市公民館条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市民ホール条例の一部改正について	すべて可決
刈谷市体育施設条例の一部改正について	すべて可決
【平成24年度補正予算関係 5議案】	すべて可決
一般会計補正予算（第5号）	すべて可決
下水道事業特別会計補正予算（第2号）	すべて可決
国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	すべて可決
介護保険特別会計補正予算（第3号）	すべて可決
一般会計補正予算（第6号）	すべて可決
【平成25年度当初予算関係 8議案】	すべて可決
一般会計予算	すべて可決
刈谷小垣江駅東部土地地区画整理事業特別会計予算	すべて可決
刈谷野田北部土地地区画整理事業特別会計予算	すべて可決
下水道事業特別会計予算	すべて可決
国民健康保険特別会計予算	すべて可決
国民健康保険特別会計予算	すべて可決
後期高齢者医療特別会計予算	すべて可決
介護保険特別会計予算	すべて可決
水道事業会計予算	すべて可決

り、今回の改定により割合を増加させ、負担の公平性を図りたいと考えたためである。

■刈谷市公共施設維持保全基金条例の制定について

今後増大する公共施設の維持保全費用の財源を確保し、公共施設の健全かつ円滑な維持保全を図るため、基金を設けます。

(基本方針1 公共施設の質の確保) 安全・快適で使用しやすい公共施設の整備、情報の一元化と評価、評価の反映

(基本方針2 コストの削減) 公共施設の長寿命化、維持管理費用の削減

(基本方針3 各年度支出の平準化) 維持保全の優先順位の設定、財政計画との連動

〔問〕費用の平準化をどのように図っていくのか。

〔答〕予防保全の考えにより、施設の長寿命化を図りながら、工事の優先度等を判断し、効率的・計画的に各年度間の経費を調整していく。

〔問〕公共施設の統廃合についてどのように考えているか。

〔答〕施設の利用状況や収支状況などを一元的に把握し、より効果的な施設の活用を検討

することで、市全体で効率的な施設運営が図られるように努めていく。

■刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について

障害者や高齢者が移動しやすいよう、歩道の幅や道路の舗装などに関する基準を定めます。

単行議案

■土地の買入れについて

岩ヶ池公園の第3期拡張整備のため、駐車場用地として土地を購入します。

所在地 東境町光ヶ丘128番
2 ほか49筆
面積 18,504.82㎡
買入予定価格 743,981,852円

予算議案

補正予算議案は全議員で構成する予算審査特別委員会を経て、企画総務、福祉経済、建設水道の各分科会で審査されました。

3月21日に再度予算審査特別委員会を開催し、各分科会での審査結果を各分科会委員長より報告を受けました。

呼びかけました。

議会トピックス

■交通安全オープニングキャンペーンで交通事故防止を呼びかけ

4月8日の早朝より、春の全国交通安全運動に合わせ、刈谷駅周辺でキャンペーンを実施しました。

朝の通勤、通学者に対して、「飲酒運転やめてクリームパン」と銘打ったデニッシュクリームを配布し飲酒運転の根絶を



やめてクリームパンを通勤者に配布

補正する額(一般会計) 3億3,068万円

補正後の予算(一般会計) 488億7,750万円

補正後の予算総額(全会計) 767億1,897万円

(公園)

大手町に、市中心部の緑の創出を図るとともに、災害時の様々な復旧支援活動が行える広場を整備します。

5,702万円



セントラルパークのイメージ

委員会の動き

各委員会では議案の審査のほか、次のことが話し合われました。

◆企画総務委員会

◆所管事務調査

市民意識調査等について

「第7次刈谷市総合計画」の進行管理を目的に、市民や小学生を対象にアンケート調査を実施したとの報告がありました。

刈谷市地震ハザードマップについて

南海トラフの巨大地震に備えるため、ハザードマップを作成しました。全戸配布するとともに、市のホームページにも掲載

そのほか「刈谷市メール配信サービスについて」などが話し合われました。

◆福祉経済委員会

◆所管事務調査

「農作業の安全対策について」

「児童クラブの利用負担金について」などが話し合われました。

◆建設水道委員会

◆所管事務調査

第2次刈谷市住宅マスタープランについて

本格的な少子高齢化の到来、低炭素・循環型社会への移行、大規模地震による被害想定の見直しなど、住宅を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、住宅マスタープランを見直し、誰もが安心して暮らせる仕組みづくりなどに取り組みます。(計画期間)

平成25年度から29年度までを計画期間とし、中長期的な視

点から平成34年度を展望したビジョン・目標を示します。(主要課題)

①安全で安心して暮らせる住まい

②若年ファミリー層の定住に向けた住まい

③多様なライフスタイルに対応した快適な住まい

④協働による住まい

亀城公園歴史的建造物等基本計画について

開設から約70年が経過し、老朽化による公園機能の低下が著しい亀城公園について、平成20年度策定の再整備基本設計に基づき、今年で築城から480年を迎える刈谷城の復元整備を目指します。

(基本理念) 亀城公園における刈谷城の歴史的価値の再生

(事業計画) 資料・発掘調査を先行実施し、櫓や石垣の状況を可能な限り明確にしたのちに整備することを原則とします。具体的には、事業を平成32年度までの短期計画事業と、それ以降の中長期事業にわけ、南東隅櫓や石垣の整備などを行います。

文教委員会

◆所管事務調査

刈谷城築城480年記念事業について

刈谷の発展の礎となった刈谷城を、水野忠政が築いてから480年である今年、維新の魁といわれる天誅組が義挙してから150年でもあります。「戦国ロマンに想いをはせ 未来へ夢を紡ぐ」をテーマに記念イベントの開催など、様々な取り組みにより、市民のみなさんに郷土の歴史文化への愛着や誇りを持っていただき、歴史、文化のまちづくりを市民と一体となり推進してまいります。

そのほか「ソニー子ども科学教育プログラムについて」「於大の方の石碑について」「美術館の運営について」「部活動の顧問について」「PM2.5への教育委員会の対応について」などが話し合われました。

議会基本条例検討特別委員会

「市民の議会への参画(住民意見の取り入れ)」「請願・陳情」「議員間討議」「市長と議会との関係」「反問権の付与」などが話し合われました。

平成23年12月に委員会が設置されてから、開催回数も19回を数え、「条文全体の整理」を行っています。今後は、市民のみなさんからの意見募集を含め、条例の制定へむけて準備を進めていきます。



刈谷城復元のイメージ (平成32年度までに復元予定)

そのほか「刈谷駅の点字ブロックについて」「小道公園周